

## 令和6年度ヘルステック等製品化促進事業費補助金 三次公募要領

県では、ヘルステック等分野の製品開発や事業化に取り組む県内の中小ものづくり企業を対象に、ヘルステック等製品化促進事業費補助金を公募します。

### 1 事業趣旨

本事業は、自動車・半導体関連産業に続く新たな中核産業の創出を図るため、今後成長が期待されるヘルステック等分野の振興に向けた支援策として、県内の中小ものづくり企業が、ヘルステック等分野の製品開発や事業化に取り組む場合に要する経費の一部を補助するものです。

### 2 対象者

ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第2条第2項に規定するものづくり事業者で次のいずれにも該当する者とします。

- ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であること。
- イ 岩手県内に生産拠点又は開発拠点を有すること。

次のいずれかに該当する場合は、応募資格がありません。

- ・ 不正経理・受給及び税の滞納がある者
- ・ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

### 3 対象事業

補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）による医療、介護、福祉等の人の健康に係る課題を解決する機械器具、ソフトウェア及びそれらを使用したサービスの製品開発や事業化の取組に係る事業で、以下の(1)または(2)に記載する技術のうちいずれかの技術を一つ以上活用するもの

#### (1) デジタル技術

AI、IoT、データ分析、クラウド、スマートフォン、ドローン/ロボット、ブロックチェーン、AR/VR、RPA、5G

#### (2) 特定ものづくり基盤技術

デザイン開発技術、情報処理技術、精密加工技術、製造環境技術、接合・実装技術、立体造形技術、表面処理技術、機械制御技術、複合・新機能材料技術、材料製造プロセス技術、バイオ技術、測定計測技術

※事業内容の全部又は大部分を他に外注又は委託する事業は対象としません。

#### 【事業例(1)】

- 事業テーマ : ウェアラブルデバイスを用いた新たなトラッキングシステム
- 活用する技術 : デジタル技術（IoT）

#### 【事業例(2)】

- 事業テーマ : 医療現場のニーズに対応した飛沫感染対策装置
- 活用する技術 : 特定ものづくり基盤技術（デザイン開発技術）

### 4 事業期間

交付決定日（8月下旬予定）から令和7年3月7日（金）まで

## 5 対象経費

次に掲げる経費を対象とします。

経 費	主な内容
直接人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対応する人件費 ※ 補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限ります。
謝金	事業の遂行に必要な指導・助言等を受けるために招へいた専門家又は委嘱した委員に謝礼として支払われる経費
旅費	事業の遂行に必要な出張等に要する経費や事業の遂行のために招へいた専門家等に支払われる旅費
事務経費	資料作成費や通信運搬費等、事業遂行のために必要となる諸経費
委託費	製品開発又は事業化のために必要な設計・デザイン・コンサルティング等の業務について、第三者に委託するために支払う経費
使用料・手数料	事業の遂行に必要な機器、設備、会場等の使用に係る経費
外注費	製品開発又は事業化のために必要な加工を第三者に外注するために支払う経費
原材料費	事業の遂行に必要な原材料、副資材、消耗品等の購入に要する経費
機械器具費	事業の遂行に必要な機械器具の購入、製作、改良、据付、借用又は修繕に関する経費 ※ 取得価格又は効用の増加価格が50万円(税抜)以上のものは補助対象外です。
負担金	大学等との共同研究など事業遂行に必要な活動を実施する際に負担する経費
ソフトウェア開発費	事業の遂行に必要なソフトウェアの開発・改良に要する経費
認証等取得費	事業の遂行に必要な認証等の取得に要する経費
知的財産権経費	事業の遂行に必要な知的財産権の取得や活用に要する経費

※ 消費税及び地方消費税は補助対象経費の積算対象から除外してください。

※ 委託費と外注費の合計額は全体事業費の2分の1の範囲内とします。

## 6 補助率、補助限度額

- (1) 補助金の補助率  
補助対象経費の2分の1以内(千円未満切り捨て)
- (2) 補助限度額  
150万円

## 7 応募方法及び提出書類

- (1) 応募期間  
令和6年7月8日(月)から8月7日(金)まで

(2) 提出書類

No.	提出書類
1	ヘルステック等製品化促進事業費補助金応募申込書 【公募様式】 1部
2	事業計画書 【公募様式 別紙1】 1部
3	収支予算書 【公募様式 別紙2】 1部
4	決算書の写し（直近2期分） 1部
5	企業概要資料（パンフレット等） 1部

※設立後間もないなど決算書類がない場合には、代わりに事業計画書等を提出してください。

(3) 提出方法

県公式ホームページから様式類をダウンロードの上、次の提出先にメールまたは郵送で提出してください。

(4) 提出先

<p>【メールの場合】 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室 AB0005@pref.iwate.jp メール件名：ヘルステック等製品化促進事業費補助金の応募について</p> <p>【郵送の場合】 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室 ものづくり産業振興担当</p>
--

## 8 事業計画の採否

- (1) 提出資料等を基に要件への適合性を確認した後、事業計画等の審査を行い、予算の範囲内で採否を決定します（採択予定件数：3件程度）。
- (2) 採否結果は、県から応募者に対し、文書で通知します。
- (3) 審査に当たっての主な審査基準は次のとおりです。
  - ・ 事業概要（技術の優位性、事業計画の妥当性、政策による支援の必要性 等）
  - ・ 事業計画（計画内容・スケジュール・経費・実施体制の適切性等）
  - ・ その他（県施策との適合性等）
- (4) 事業を採択された事業者は、採択通知後に、補助事業に係る交付申請手続が必要です。詳細については、別途お知らせします。

## 9 事業スケジュール（予定）

- 7月8日～8月7日 公募  
8月下旬 採否結果の通知、交付申請  
8月下旬 交付決定、事業実施（～令和7年3月7日）

## 10 お問合せ先

岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1  
Tel: 019-629-5552 Fax: 019-629-5569  
Email: [AB0005@pref.iwate.jp](mailto:AB0005@pref.iwate.jp)

【参考】ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）（抄）  
（定義）

第二条 この法律において「ものづくり基盤技術※1」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「ものづくり基盤産業※2」とは、ものづくり基盤技術を主として利用して行う事業が属する業種であつて、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種（中略）に属するものとして政令で定めるものをいい、「ものづくり事業者」とは、ものづくり基盤産業に属する事業を行う者をいう。

※1 ものづくり基盤技術（ものづくり基盤技術振興基本法施行令（平成11年政令第188号）第1条）

- |   |                    |
|---|--------------------|
| 一 設計に係る技術                                     | 十三 洗浄に係る技術         |
| 二 圧縮成形、押出成形、空気の噴射による加工、射出成形、鍛造、鋳造及びプレス加工に係る技術 | 十四 熱処理に係る技術        |
| 三 圧延、伸線及び引抜きに係る技術                             | 十五 溶接に係る技術         |
| 四 研磨、裁断、切削及び表面処理に係る技術                         | 十六 熔融に係る技術         |
| 五 整毛及び紡績に係る技術                                 | 十七 塗装及びめっきに係る技術    |
| 六 製織、剪毛及び編成に係る技術                              | 十八 精製に係る技術         |
| 七 縫製に係る技術                                     | 十九 加水分解及び電気分解に係る技術 |
| 八 染色に係る技術                                     | 二十 発酵に係る技術         |
| 九 粉碎に係る技術                                     | 二十一 重合に係る技術        |
| 十 抄紙に係る技術                                     | 二十二 真空の維持に係る技術     |
| 十一 製版に係る技術                                    | 二十三 巻取りに係る技術       |
| 十二 分離に係る技術                                    | 二十四 製造過程の管理に係る技術   |

※2 ものづくり基盤産業（同施行令第2条）

- 一 製造業（前条各号に掲げる技術を主として利用するものに限る。）
- 二 自動車整備業
- 三 機械・家具等修理業
- 四 ソフトウェア業
- 五 情報処理・提供サービス業（情報処理サービス業を除き、工業の科学技術に関する研究開発に係る情報の提供を行うものに限る。）
- 六 デザイン業
- 七 機械設計業及びエンジニアリング業
- 八 研究開発支援検査分析業
- 九 理学研究所及び工学研究所（それぞれ工業の科学技術に関する研究開発を行うものに限る。）

【参考】中小企業基本法（昭和38年法律第154号）  
（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

※ 対象事業についてご不明な点がある場合は、岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室（019-629-5552）までお問い合わせください。